

2025年7月発行 第87号

◆下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律が成立いたしました

5月11日参議院で「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が成立し、来年1月1日からの施行となります。

今次改正は「協議を適切に行わない代金額の決定の禁止」、「手形払い等の禁止」、「従業員基準の追加」、「用語の見直し」などが行われ、いずれも企業経営者の方にとって重要な内容となっています。

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律

背景・概要	
● 近年の急激な労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇を受け、発注者・受注者の対等な関係に基づき、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現を図っていくことが重要。 ● このため、協議を適切に行わない代金額の決定の禁止、手形による代金の支払等の禁止、規制及び振興の対象となる取引への運送委託の追加等の措置を講ずるとともに、多段階の取引当事者が連携した取組等を支援し、価格転嫁・取引適正化を徹底していく。	
1. 規制の見直し（下請代金支払遅延等防止法）	
【規制内容の追加】 （1）協議を適切に行わない代金額の決定の禁止【価格据え置き取引への対応】 ● 対象取引において、代金に関する協議に応じないことや、協議において必要な説明又は情報の提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止。 （2）手形払等の禁止 ● 対象取引において、手形払を禁止。また、支払期日までに代金相当額を得ることが困難な支払手段も併せて禁止。 ※手形払の禁止に伴い、割引困難な手形に係る規制を廃止。 【規制対象の追加】 （3）運送委託の対象取引への追加【物流問題への対応】 ● 対象取引に、製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を追加。 （4）従業員基準の追加【適用基準の追加】 ● 従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設し、規制及び保護の対象を拡充。	【執行の強化等】 （5）面的執行の強化 ● 関係行政機関による指導及び助言に係る規定、相互情報提供に係る規定等を新設。 ※その他 ● 製造委託の対象物品として、木型その他専ら物品の製造に用いる物品を追加。 ● 書面等の交付義務において、承諾の有無にかかわらず、電磁的方法による提供を認容。 ● 遅延利息の対象に、代金を減じた場合を追加。 ● 既に違反行為が行われていない場合等の勧告に係る規定を整備。
2. 振興の充実（下請中小企業振興法）	
（1）多段階の事業者が連携した取組への支援 ● 多段階の取引からなるサプライチェーンにおいて、二以上の取引段階にある事業者が作成する振興事業計画に対し、承認・支援できる旨を追加。 （2）適用対象の追加 ● ①製造、販売等の目的物の引渡しに必要な運送の委託を対象取引に追加 ②法人同士においても従業員数の大小関係がある場合を対象に追加。	（3）地方公共団体との連携強化 ● 国及び地方公共団体が連携し、全国各地の事業者の振興に向けた取組を講じる旨の責務と、関係者が情報交換など密接な連携に努める旨を規定。 （4）主務大臣による執行強化 ● 主務大臣による指導・助言をしたものの状況が改善されない事業者に対して、より具体的措置を示して改善を促すことができる旨を追加。
3. 「下請」等の用語の見直し（下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法等）	
● 用語について、「下請事業者」を「中小受託事業者」、「親事業者」を「委託事業者」等に改める。 ● 題名について、「下請代金支払遅延等防止法」を「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に、「下請中小企業振興法」を「受託中小企業振興法」に改める。	
施行期日	令和8年1月1日（ただし、一部の規定は本法律の公布の日から施行。）

詳細は下記 URL でご覧ください。

中小企業庁 <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2025/250516shitauke.html>

公正取引委員会

https://www.iftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/may/250516_toritekiseiritsu.html

◆ 日本燃糸青年協議会第58回全国大会の開催について

日本燃糸青年協議会第58回全国大会が下記のとおり開催する旨決定されました。
詳細が決まり次第各産地組合にご案内をいたしますので、多数のご参加をお願いいたします。

1. 日時 令和7年9月27日（土）
講演会 16:00～17:30
大会式典・懇親会 18:00～20:00
2. 会場 福山ニューキャッスルホテル
広島県福山市三之丸町8-16 TEL 084（923）6813
URL <https://www.new-castle.net/>

◆ その他中小企業関連ホームページ等について

I 税制に関する窓口及び相談機関

① 国税に関する窓口及び相談機関

国税庁及び全国12の国税局(事務所)に税務相談所が設置されており、国税に関する質問又は相談にも応じてします。質問等には決まった手続や形式はなく、口頭でも電話でも差し支えありません。

国税庁ホームページ<http://www.nta.go.jp/>

⇒各種手続き概要・届出書等の様式などが掲載されています。

② 地方税に関する窓口及び相談機関

都道府県や市町村には、その規模の大小に応じて、それぞれ税務部(課)を設け、税の相談に応じています。各自治体にお問い合わせください。

Ⅱ 各種中小企業支援について

① 中小企業庁ホームページ<http://www.chusho.meti.go.jp/>

中小企業関連税制のほか、中小企業支援策について掲載されています。

② ミラサポplusホームページ<https://mirasapo-plus.go.jp/>

ミラサポplusは、中小・小規模事業者の未来をサポートするサイトです。

③ 経済産業省ホームページ<http://www.meti.go.jp/>

経済産業省の施策全般について掲載されています。

Ⅲ その他

繊維産業の適正取引の推進と生産性・付加価値向上に向けた自主行動計画（第7版）

https://jtf-net.com/shiryo/240711_dai7.pdf

繊維業界における自主行動計画の徹底プラン（第2版）

https://jtf-net.com/shiryo/240711_dai2.pdf

2030年にあるべき繊維業界への提言 ～ 伝統から未来への設計図（New Design 2030）～

 [「2030年のあるべき繊維産業への提言」](#)

http://www.jtf-net.com/news/PDF/200303_2030Teigen_Rev..pdf

繊維産業における責任ある企業行動ガイドライン

<https://www.jtf-net.com/download-center/>

繊維産業における物流の適正化・生産性向上に向けた自主行動計画

<https://jtf-net.com/shiryo/231222jishukodo.pdf>

価格交渉ハンドブック

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2020/200305support.pdf>

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

<https://www.biz-partnership.jp/index.html>

特定技能外国人材制度(工業製品製造業分野)について

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/index.html

繊維全般の政策(経済産業省HP)

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/fiber/index.html